

PRISM

No.13, Nov 2019
Research Center for Cooperative Civil Societies,
Rikkyo University

“民衆知”としての「草」と「雑草」—1970~80年代のミニコミから学んだこと



沼尻 晃伸(立教大学共生社会研究センター長)

川や水辺を守ることを題材としたミニコミを読むことを通じて、1970年代以後における日本社会の変化を追究してみよう。そのような考えから、今から2年前、私は研究休暇を利用して共生社会研究センター所蔵のミニコミを対象とした研究を始めた。その研究成果は、「都市における水辺空間の再編」(『年報日本現代史』23号、2018年)として取りまとめたが、その際、紙幅が許すのであれば、もっと詳しく書きたかったことがある。それは、「草」と「雑草」に関する記事についてである。1970年代後半~80年代前半にかけて刊行された複数のミニコミで、川原や土手の「草」や「雑草」を重視し守ろうとする主張が見られたのである。以下、それらを紹介したい。

東京では、多摩川の自然を守る会が刊行した『川のしんぶん』(1976年)が、1号(1976年)で、「事件! 多摩川の土手の草が刈られてしまいました。9月25日、狛江のアカシア林の下、先月の鳴く虫の観察をしたあたりの草が、電動ガマで、なぎはらわれてしまいました。あんなにマツムシが鳴いていたのに…。ノギウの花々も、かれてしまいます。災害防止のためだと、いうのですが」というように、土手の草刈りを「事件」として掲載した。その後も、公共事業でアシ原が消える問題(17号、1978年)や、モトクロスの影響で川原の草が裸地になる問題(79号、1983年)など、草が刈られ、潰されていく問題を報じた。同会は、これらの問題に関する行政との協議も度々行っていた(28号、1979年など)。

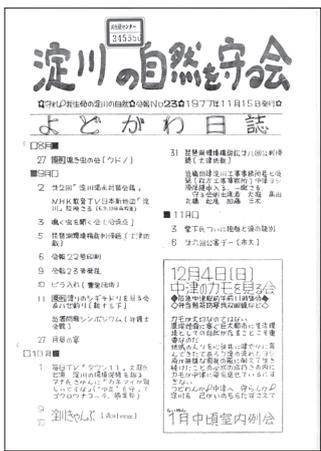
大阪では、淀川の自然を守る会が刊行した『淀川の自然を守る会』において、「<草に市民権を>」という文章で、「我国では草の生えた状態は、ナメケモノの象徴として受けとられている」「草は

たユニークである。

「自然を守る」点に活動を特化していない団体においても、草を大切にしようとする主張がみられた。千葉県市川市の「真間川の桜並木を守る市民の会」が刊行した『さくら通信』では、20号(1981年)で「よみがえれ真間川⑥—川べの自然「雑草」—という特集を組み、「都市の雑草たちは、人間と自然をむすぶ大切な『架け橋』」「真間川堤は今、深い緑一色。今回は川ぞいにたくましく生きている雑草に視点をあてました。春、花の美しさをひきたてたのも、お弁当をひろげて草遊びできたのも、虫や鳥たちがやってくるのも、この草たちのおかげです」と述べた。ここでは、自らの生活とのかかわりで「雑草」の重要性を指摘している。また「草が生えると、きたない、管理不ゆき届き、という理由で、芝生、園芸植物、コンクリートに整備してしまう人がお役人をはじめとして多い今日です」と雑草の長所を顧みようとしないう草刈りやコンクリート整備などを批判した。

私がこれらの記事に強い関心を抱いたのは、どの記事も「草」や「雑草」を、行政目線ではなく、水辺に住む植物・動物目線で——あるいは住民生活との関連で——記しているという点である。草刈りやコンクリート整備を進めようとする行政とは異なり、「草」や「雑草」の世界の側に自らを置くことを重視した人々をここに読み取ることができる。そのような生活圏に関する意識とそこに根ざす正当化観念が、「草」や「雑草」を守る主張を各々のミニコミに掲載するとともに実際にそのための交渉を行政と行うなど、これらの団体における活動のエネルギー源となっていたのではないかとすれば、そのことは、「草」や「雑草」という言葉が、この時期において、一種の「民衆知」のなかに位置付けていたことを示しているように思われる。

21世紀の今、「生物多様性」が主張され、特定の「外来生物」の駆除のニュースをよく聞く。他方、川原や土手の「草」「雑草」という漠としたまとまりで、それらが大切だと言説はあまり見受けられなくなった。もしそうだとすれば、それはなぜなのか?この疑問を解く鍵が、1970年代以後に刊行されたこれらのミニコミに、詰まっているように思われる。



何故こうもきられているのだろうか?と述べ「淀川の陸上生態系を守るには、上に書いてきたように、草に「市民権」を与えなければ、絶対守ることはできない」と論じた(高田「草に市民権を!!」『淀川の自然を守る会』23号、1977年)。ここでは、「我々に市民権を!」という横断幕をもった雑草たち(おそらく、上記出典で言及されているセイタカアワダチソウ)が挿絵で描かれおり、これま



ダム行政に抗う市民運動



渡辺 洋子(ハツ場あしたの会 事務局)

ハツ場あしたの会は2007年に発足した市民団体です。川の流れを遮るダムや河口堰に反対する市民運動は、1990年代から2000年代初頭にかけて、大いに盛り上がりました。長良川河口堰の反対運動は、河口堰が建設されたことで運動の目的は達せられなかったものの、河川法を改正(1997年)させることで、河川行政に「流域住民の参加」と「環境への配慮」という視点を加えることに成功しました。長野県の田中康夫知事が2001年に発信した「脱ダム宣言」は、「環境の世紀」の幕開けにふさわしい理念として、当時広く歓迎されたように思います。関西では同時期、河川行政の民主化を目指す「淀川方式」が改革派の河川官僚主導で進められました。

しかし2000年代前半をピークに、河川行政は逆流を始めました。残念ながら、現在では1997年以前の状態に逆戻りというのが、ダム問題に取り組む全国の市民運動の受けとめです。ハツ場ダムをめぐる市民運動は、こうした時代の流れに抗う形で続けられてきました。ハツ場あしたの会の前身であるハツ場ダムを考える会が群馬県で発足したのは、1999年のことです。

ハツ場ダム予定地(群馬県吾妻郡長野原町)では、1950～1970年代、水没予定地の住民による激しいダム反対闘争がありました。1980年代の条件闘争を経て、1992年に地元・長野原町が正式にハツ場ダム計画を受け入れました。地元の反対運動が終わった後に、下流域の住民による市民運動が始まったのは皮肉なことです。水没予定地域が国の圧力に屈してダム計画を受け入れたことで、ダム事業が本格的に動き出し、流域住民は初めてダム事業の実態を知ることになりました。

地元と下流域の運動のズレは、ダム予定地域住民と下流域の都市住民の分断とも繋がっています。ダム計画をやむなく受け入れた住民は、ダムに依存した地域経済とともに歩まねばならず、ダム事業で破壊された生活の再建もダムの補償金で賄います。しかし、納税者である都市住民にとって、不要で有害な巨大公共事業は、何よりも「税金の無駄づかい」です。

民主党政権が発足した2009年当時、テレビで報道された「地元住民」がダム中止政策に激しく反発したのは、ダム事業の中止＝補償の中止であったからです。マスコミが取り上げた政治ネタとしてのハツ場ダム騒動の背景には、ダム中止を前提とした法整備が行われてこなかったという、わが国の行政法の問題があります。

あしたの会では、ハツ場ダムが抱える様々な問題をネットや会報を通じて発信するとともに、発足当初から「ダム中止後の生活再建支援法整備」を国会に働きかけてきました。民主党政権下では市民法案を修正した特措法案が国会に提出されるころまで辿り着きましたが、政権の交代により、2012年にあえなく廃案となりました。その後、ハツ場ダムは2015年に本体工事が始まり、今年(2019年)6月にコンクリート打設が完了、今秋から試験湛水を始め、来年度には運用開始の予定です。

しかし、ダム貯水池は地すべり地に囲まれており、ダム建設地を流れる吾妻川は酸性河川です。ハツ場ダムが全国のダム事業の中でも特に時間がかかり(1952年に構想発表)、事業費が肥大化(ハツ場ダム三事業の総計は約6500億円)した原因は、こうした自然条件と、ダム予定地が多くの人を抱え、交通の要衝でもあるという社会条件によるものです。矛盾を先送りしてきたハツ場ダムは、運用開始後、さらに多くの問題を社会に突きつけるでしょう。

わが国では、戦後2500基ものダムが建設されてきました。老朽化したダムは、上流から流れ込む土砂の堆積など、難しい維持管理の問題に直面しつつあります。市民運動には限界がありますが、できればハツ場ダム完成後も、政府の広報とは別の視点からダム問題を発信する運動を続けたいと思います。



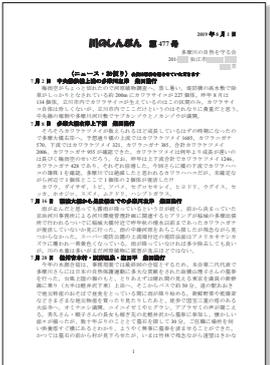
歩き・見て・考える『緑と清流』『川のしんぶん』



柴田 隆行(多摩川の自然を守る会代表)

1970年2月、多摩川の河川敷が運動場として造成されることに反対し本会結成。同年秋、多摩川堤防上を自動車道路することに反対して起ち上がった狛江市・調布市の市民が、守るべき自然の大切さは知識ではなく自分たちが日頃身近に肌身で感じているものであることを再認識するため、同年11月25日本会会員がリーダーとなり第1回自然観察会開催。それ以来現在まで毎月1回開催している自然観察会のテキストとして1972年4月に『緑と清流』を創刊、現在第532号、76年10月1日、観察会テキストとは別に多摩川の自然や自然保護運動に関する記事を掲載する『川のしんぶん』を新たに創刊、こちらは現在478号となりました。

研究者や自然愛好家による日本野鳥の会や日本自然保護協会等は古くからありますが、スズメ、ハト、カラス以外はトリとしか認識しない市民・住民がそれでも「自然保護」を口にしなければならぬほどの危機を肌身で感じ始めたのがまさに高度経済成長・日本列島改造の1960年代後半でした。千葉の干潟を守る会や本会などが住民運動型自然保護運動として注目される一方、人間が自然を守るとはおこがましいと非難される時代でもありました。しかし自然保護の声はますます高まり運動は全国に広がり1971年6月全国自然保護連合を結成。



いまは逆にマスコミはおろか学生の卒論でも自然保護は死語と化したかと思われるほど耳にしません。自然保護を唱える必要がなくなったとは残念ながら言えません。本会の目標は「守る会」解散ですが、いまだ解散できず2020年2月に創立50周年を迎えることとなりました。

本会初代代表の市田則孝さんは、「反対」とすると同時に対案を提示することをモットーとし、多摩川自然公園計画や多摩川自然教育河川構想をまとめました。これは、河川敷に人工公園を造ることではもちろんなく、自然から学ぶ場として多摩川を活かすことを提案するものであり、当時の美濃部都政の環境行政や、多摩川の管理者である建設省(当時の名称)による多摩川自然環境管理計画等で本会の意見が反映されました。

第二代表の横山理子さん(故人)は、狛江の住民運動のリーダーとして活躍、〈歩き・見て・考える〉を会の基本方針として徹底し、現場に立ち自分の目で見て考えることを重視しました。研究者や行政マンは「稀少」と言えば注目しますが、稀少・貴重はその土地で考えなければなりません。市民・住民は自然観察のさい目に付く生物に注目するので、観察会参加者が書く感想文に載っている植物や野鳥は当時まあどこでも見られる種類が多い。しかし、時代が経てみると貴重な記録になります。『緑と清流』『川のしんぶん』に見る多摩川自然観察記録(2002年)を見ると、かつては和泉多摩川でクツワムシの演奏が聞かれたり、アオマツムシやカワウ、セリバヒエンソウなどが珍しい生物として注目されていたりして、多摩川の自然の変遷がうかがえる貴重な資料となります。

天覧山・多峯主山の自然環境を次代に繋ぐ



浅野 正敏 (NPO法人天覧山・多峯主山の自然を守る会 代表)



1995年の1月に阪神淡路大震災が起き、高速道路が横倒しになっているテレビ画像に衝撃を受けた、その年のことです。埼玉県飯能市では、市民が大切にしてきた天覧山から多峯主山一帯の森が削られ、大規模分譲地になるという情報が伝わってきました。この宅地開発計画は、その19年前（1976年）にも開発申請が出され、当時の市民運動によって100haの開発面積のうち24haの森を守った経緯があります。残りの76haは開発許可が下りていたのですが、これまで着工されずにいて突如1995年に守ったはずの24haの森

の部分に学校などの開発が新たに付け加えられて再申請されたのです。

これに対して開発内容の変更を求める市民運動として「天覧山・多峯主山の自然を守る会」が発足しました。

私たちは2万5千もの署名を集め、飯能市長と開発事業者が開発変更のお願いに伺いましたが、署名簿を受け取るだけで何の変更も示してくれません。ならば無視することが出来ない「直接請求」という地方自治法に則った署名活動をしようと思ってきました。残りの76haは開発許可が下りていたのですが、これまで着工されずにいて突如1995年に守ったはずの24haの森の部分に学校などの開発が新たに付け加えられて再申請されたのです。

翌年、着工寸前という時に事態を一変する救世主が現れました。希少種のオオタカが開発する森のど真ん中に営巣したのです。しかしその後、何者かによって巣が壊されるということでもない事件が起こりました。私たちは被疑者不明のまま、ただ

ちに埼玉県警に告発状を提出する行動をとり、この事がNHKニュースや新聞報道として流れ、全国に知れわたったのです。

これにより開発の着手が一時ストップ、この間に森を守るあらゆる手立てを行おうと当会の活動は活発になって行きます。埼玉県知事、さらには環境庁（当時）まで交渉に出かけ「オオタカ保護のガイドライン」の策定まで漕ぎ着けました。専門家に指導、協力を頂きながら「天覧山・多峯主山の自然環境調査報告書」をまとめ、それを一般市民にも分かり易く知らせようと標本やパネルを制作して展覧会も行いました。四季折々の自然を案内する「ふる里散歩」を開催したり、時節の出来事をお知らせする会報誌『やませみ』を発行するなど、ふるさとの森を守るため熱い活動を続けたのです。

そうした活動の10年目の年、2005年に突然「天覧山周辺開発計画中止」というニュースが飛び込んできました。開発事業者によれば「少子高齢化へと向かう時代において大規模分譲地開発は見直す時」との事。時代は「開発」から「環境」へと移って

「開発中止」となった事から、当会は解散か存続かの岐路に立たされました。70年代の市民運動が自然消滅した後、今回のような開発計画が出された経緯の反省を踏まえ、当会は存続を選択。これまでの熱い思いとは違い、里山の保全維持を続けて行くには地道な活動となると覚悟を持って前に進むことを決めたのです。

以後、活動を永く続けていくためにNPO法人認証を取得。天覧山裏にナショナル・トラスト運動による土地を取得し活動拠点も出来ました。ピザが焼ける石窯を造り、「楽しむ」を基本に溜池や水路の整備、草刈り等の定期的な作業のほか、薪割り体験エコツアーなどのイベントも行っています。

来年で25周年を迎える当会ですが、当初は対立関係にあった開発事業者（西武鉄道）や飯能市行政とも協働関係がつけられ、共に「天覧山・多峯主山一帯の里山保全」を目指し活動を続けています。豊かな自然環境を次代に繋げると言う目的が確かなものと成りつつあります。

下水道行政を変えた人々の抵抗記—境川流域下水道反対運動資料



川田 恭子 (法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ アーキビスト)



境川は、愛知県のはほぼ中央部を流れ、衣浦港（三河湾の一部）へそそぐ河川で、尾張国と三河国の境界を流れていたことにその名の由来を持つ。この川の下流にあたる刈谷市に、1966年境川流域下水道反対同盟が立ちあがる。複数の市町村の家庭排水と工業排水をまとめて下水道に流し処理する大規模な流域下水道施設の建設計画が持ち上がり、それに抗するため、下水道の終末処理施設建設予定地に農地を持つ人々を中心に同盟が結成され、激烈な反対運動が展開された。工業排水は、通常の下水処理では水質改善ができず、公害を引き起こすというのが反対運動の動機だった。運動は、1971年建設予定地の強制収用に反対する行政訴訟に発展する。このときの裁判資料を中心とした資料群が、環境アーカイブズ所蔵「境川流域下水道反対運動資料」である。この運動をきっかけに全国に流域下水道が環境破壊につながるの認識が広がり、全国的な運動が展開された。

寄贈者は、裁判闘争を支えた在間正史弁護士である。在間氏は学生のころに長良川河口堰反対運動にかかわったことをきっかけに、水と環境保護にとりくみ、徳山ダム建設中止運動なども活躍している。

在間氏が作成、収集した裁判資料は、証人調書など膨大な情報量が詰まっていながら、論点を整理したうえで、じつに細かく物事を語っている。対して資料群にふくまれるミニコミは、限られた紙面のなかでいかに支援者に訴えるか、自分たちの主張を伝えるかに重きが置かれている。目的の違う文書がまとまって存在することで、運動の全体像と当事者の生々しい声が同時に伝わってくる。

本資料群のなかには、境川流域下水道計画反対連絡会議が作成した『境川流域下水道計画反対連絡会議ニュース』と土地を強制収用された当事者である反対同盟が作成した『境川』の2種

類のミニコミがある。『連絡会議ニュース』には、代執行当日の様子が生々しく連載されている。

「大きなブルドーザーが大きな音を立てて私の畑のなかに入ってくる。見る間に畑を起してゆく。土が殺される。三十年育てた土が殺される。私は食い入るように見つめた。わが子を目の前で引き殺される思いである。身も心も引きちぎられて、無上の嵐に涙を流す。農民哀歌、何時の時代もこうして農民は権力者に滅ぼされた。なんてわびしい事だろう」(『連絡会議ニュース』第19号、1982.8.28、「代執行阻止闘争記(7)」より)。

このように、代執行の様子が10回にわたる連載として、ミニコミに描かれている。この連載は、最後まで抗うことで、社会に流域下水道の問題を訴え続けた人々の強さを伝えてくれている。土地収用に関する裁判は原告側の敗訴となり、1981年4月2日に土地は愛知県により強制収用され、流域下水道の建設は強行された。しかし、反対運動は下水道行政に影響を与え、工業排水の規制強化につながっている。

法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズでは、ダム反対運動、葉害関係資料など、さまざまな環境問題にかかわる資料を所蔵し、利用に供している。集会で配られたガリ版刷りのピラ一枚の価値を、ミニコミに書かれた運動体の主張が利用者に伝えてくれる。ピラのような一次資料とともに、運動団体の訴えがまとまった刊行物（ミニコミ）の両方を利用者に提供することで、運動体が見つない未来を社会に伝えていくことができるのである。



センター利用案内

利用資格

とくにありません。立教大学共生社会研究センター所蔵資料の利用を希望される方は、どなたでもご利用いただけます。

開館時間

★ご利用には事前予約が必要です。

月～金曜日（祝日をのぞく）

10:00～12:00、13:00～16:00

ただし、立教大学の一斉休業日のほか、資料整理などのため臨時に閉館する場合があります。その場合は、あらかじめセンターホームページなどでお知らせいたします。

閲覧

初回に簡単な利用者登録をお願いいたします。

資料は原則として閉架式です。

資料の貸し出しは原則として行いません。

閲覧制限等

資料は原則公開ですが、プライバシー侵害の有無や資料保存の観点などから閲覧を制限する場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・ご予約は】

立教大学共生社会研究センター

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1

電話：03-3985-4457 FAX：03-3985-4458

E-mail：kyousei@rikkyo.ac.jp

【2019年度秋学期 センター組織】

運営委員会 沼尻 晃伸(立教大学文学部教授)センター長
高木 恒一(立教大学社会学部教授)副センター長
市橋 秀夫(埼玉大学大学院人文社会科学部教授)副センター長
石井 正子(立教大学異文化コミュニケーション学部教授)運営委員
町村 敬志(一橋大学大学院社会学部教授)運営委員
小野沢 あかね(立教大学文学部教授)運営委員 *研究休暇
リサーチ・アシスタント
今井 麻美梨(立教大学大学院文学研究科史学専攻博士前期課程2年)
縄野 響子(立教大学大学院文学研究科史学専攻博士前期課程1年)
安藤 直之(立教大学大学院文学研究科教育学専攻博士前期課程1年)
阿部 晃平(立教大学大学院文学研究科史学専攻 研究生)
李 英美(一橋大学大学院社会学部教授)博士後期課程
スタッフ 平野 泉・川路 さつき

編集後記

今年も、大雨や台風で大きな被害が発生しました。被災した方々はどれほどお疲れのことでしょうか。心からお見舞いを申し上げます。センターでは、東日本大震災時に資料が書架からどさどさと落下して以来、大きな被害を受けたことはありません。とはいえさすがに1960年竣工の建物ですから、時に雨漏りやエアコンからの水漏れなどでヒヤッとすることがあります。写真は数年前の大雪のあと、雪解け水が雨漏りした箇所にそのまま居座っているレトロなバケツです。(ひ)



【公開セミナーのお知らせ】

立教大学共生社会研究センター公開セミナー 『恵みと災害—人間の暮らしと川の関係性を再考する』

日時：2019年12月7日(土) 13:00～17:00(12:30開場)

会場：立教大学池袋キャンパス 14号館D402

★定員30名・事前申込要、参加無料

昔から、川は人間の暮らしに恵みと災いの双方をもたらす存在でした。戦後の大規模公共事業が川と地域社会にもたらした変化は大きく、近年は異常な豪雨による大規模水害が各地で多発しています。そこでこの公開セミナーでは、群馬県長野原のハツ場ダム建設に反対するNGO「ハツ場あしたの会」事務局の渡辺洋子氏をお迎えして、同事業の問題点やダムと水害との関係、市民運動の果たすべき役割についてご講演いただきます。また、岐阜県・徳山ダム反対運動の訴訟資料を扱うアーキivist、そして兵庫県の山間村落（宍粟郡一宮町閭賀部落）の研究者にもご報告いただき、参加者のみなさんとともに川と人間の関係を再考します。ふるってご参加ください。

講師：渡辺 洋子氏（「ハツ場あしたの会」事務局）

川田 恭子氏（法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブス）

長谷川 達朗氏（一橋大学大学院社会学部研究科）

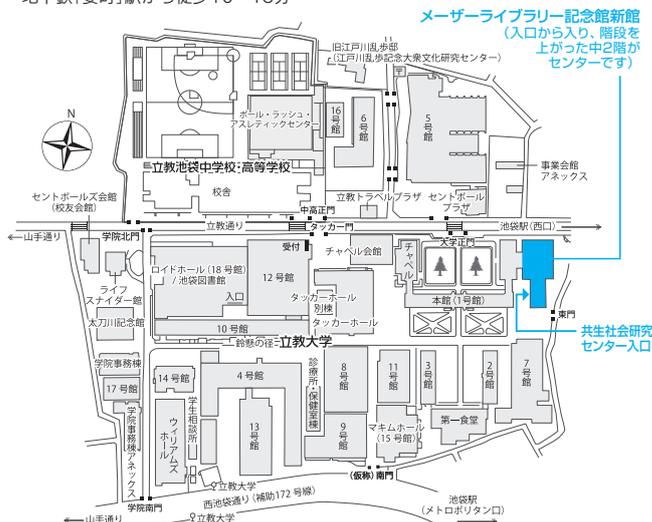
主催：立教大学共生社会研究センター

共催：法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブス

【センターへのアクセス】

JR・私鉄・地下鉄各線「池袋」駅・

地下鉄「要町」駅から徒歩10～15分



PRISM — A Newsletter of Research Center
for Cooperative Civil Societies — No.13, Nov 2019

3-34-1 Nishi-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo, Japan 171-8501

Tel: +81-3-3985-4457 Fax: +81-3-3985-4458

E-mail: kyousei@rikkyo.ac.jp

http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/RCCCS/



立教大学
RIKKYO UNIVERSITY